

第6回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年7月25日(火)午後2時00分から午後3時30分

2. 開催場所 川西町中央公民館403号室

3. 出席委員(9名)

会長 10番 大沼 藤一

会長職務代理者 9番 黒澤 一利

委員 1番 高橋 睦子、 3番 後藤 満良、 4番 新野 勝廣、5番 佐々木 一宏、

6番 新野 庄右エ門、 7番 船山 マサエ、 8番 高橋 孝博

(欠席委員 2番 鈴木 秀男)

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 議 第 29号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 5 議 第 30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権の移転)

第 6 議 第 31号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権の設定)

第 7 議 第 32号 農地法第4条の規定による許可申請に対する許可決定について

第 8 議 第 33号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権の移転)

第 9 議 第 34号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権の設定)

第10 議 第 35号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可決定について
(使用貸借権の設定)

第11 議 第 36号 川西農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 阪野 正則、 事務局長補佐 佐藤 紀子、 主事 須貝枝里子

主事 原田 恭兵

6. 会議の概要

事務局長 阪野正則

みなさん、大変ご苦勞様でございます。会長からご挨拶をいただき、総会を進めていただきました
と思います。よろしく願います。

会長 大沼藤一

本日は総会終了後研修会を予定しておりますが、農地利用最適化推進委員との連携をとって進めていただければと存じます。総会につきましては、スムーズな議事進行にご協力いただくようお願い申し上げます、あいさついたします。

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長となる。)

議長 大沼藤一

それでは、ただ今より第6回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、9名であります。欠席届のあった委員は、議席2番鈴木秀男委員です。川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。ただちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により本職から指名いたします。9番黒澤一利委員、1番高橋睦子委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より佐藤事務局長補佐並びに原田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

議長 大沼藤一

日程第4、議第29号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

1ページをご覧ください。議第29号農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。通知件数は1件です。

(議第29号1番について朗読により説明)

以上です。

議長 大沼藤一

本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を受理することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第5、議第30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)を上程いたします。

議長 大沼藤一

始めに、議事の進め方についてお諮りいたします。本件の番号1番は、議席6番新野庄右エ門委員に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。よって、本人に関する案件の審議中は室外に退席を求めることについてご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 大沼藤一

それでは、議席6番新野庄右エ門委員については、本人に関する案件の審議中は室外に退席といたします。

それでは1番の件について審議に入りますので、議席6番新野庄右エ門委員は室外に退席願います。

議長 大沼藤一

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

3ページをご覧ください。議第30号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は1件です。

(議第30号1番について朗読により説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただいまの説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。番号1番について、議席5番 佐々木一宏委員より報告願います。

5番 佐々木一宏委員

番号1番について、7月17日に市川推進委員が現地確認をしました。今回の申請は譲受人の農地の中に申請地が入っているための所有権移転です。譲受人は、意欲的に営農に取り組んでおり、周辺の農地への影響はないと思われま。10a対価●●円は妥当と判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

新野庄右エ門委員の復席を求めます。

議長 大沼藤一

日程第6、議第31号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(賃貸借権の設定)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

4ページをご覧ください。議第31号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は2件です。

(議第31号1番2番について朗読により説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただいまの説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。番号1番及び2番について、議席8番 高橋孝博委員より報告願います。

8番 高橋孝博委員

番号1番について、7月17日に渡部推進委員と私が現地確認をしました。今回の申請は離農、経営規模拡大です。賃借人は、意欲的に営農に取り組んでおり、周辺の農地への影響はないと思われま。農地の状況からみて10a借賃●●円は妥当と判断します。

番号2番についても、7月17日に渡部推進委員と私が現地確認をしました。今回の申請は離農、経営規模拡大です。賃借人は、意欲的に営農に取り組んでおり、周辺の農地への影響はないと思われま。農地の状況からみて10a借賃●●円は妥当と判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第7、議第32号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。

議長 大沼藤一

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

5ページをご覧ください。議第32号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う許可申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は1件です。

(議第32号1番について朗読により説明)

番号1番について説明します。工事計画は、許可後着工し、平成29年12月末日で完了する計画です。農地区分は農振農用区域内の「第1種農地」と判断されます。内容は農作業小屋及び育苗ハウスです。所在は、川西町大字下平柳です。資料3ページの太枠で囲われた部分が今回の申請地になります。

資金計画につきましては、スーパーL資金を活用し事業を行う計画であります。雨水については、地下浸透、造成の予定はありません。

敷地内の育苗ハウスは既にコンクリートで固めてあるため、始末書が提出されております。以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

議長 大沼藤一

次に、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。8番高橋孝博委員より報告願います。

8番 高橋孝博委員

番号1番について、平成29年7月12日 黒澤一利委員、私と事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は、吉島下平柳地内の田であり、申請地の西側に田が広がる第1種農地と判断されます。

既に育苗用のハウスが設置されており、新たに農作業小屋を建築する計画であります。

育苗ハウスについては、コンクリート敷きになっており、始末書も出されているとのことです。

周辺の農地への影響はないと思われます。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

議長 大沼藤一

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第8、議第33号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(所有権の移転)を上程いたします。

議長 大沼藤一

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

6ページをご覧ください。議第33号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地を転用したいとの許可申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は1件です。

(議第33号1番について朗読により説明)

1番について、県知事に送付する意見書の流れに沿って説明します。工事計画は、許可後着工し、平成29年10月末日で完了する計画です。農地区分は農振農用区域内の第1種農地と判断されます。内容は庭園の造成です。昨年度、国道287号線の工事に伴う移転により現在の場所に農地転用し移転したのですが、前の住宅にあった植木を新たに移転することになり、住宅と隣接した申請地を取得するための申請です。

所在は、川西町大字西大塚、菊田公民館の北東に位置しています。資料7ページの太枠で囲われた部分が今回の申請地になり、8ページは土地利用計画図になります。許可基準は既存施設の拡張に該当します。資金計画につきましては、全額自己資金で事業を行う計画であり、残高証明で確認しています。

雨水については、地下浸透です。

以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

議長 大沼藤一

次に、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。8番高橋孝博委員より報告願います。

8番 高橋孝博委員

番号1番について、平成29年7月12日 黒澤一利委員、私と事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は、西大塚地内の住宅に隣接した田であり、第1種農地と判断されます。昨年、用地買収により住宅を移転したが、前の家にある植木も移転することになったため、申請するものです。土地改良区からの意見書も提出されております。周辺の農地への影響はないと思われま

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

議長 大沼藤一

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第9、議第34号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(賃貸借権の設定)を上程いたします。

議長 大沼藤一

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

7ページをご覧ください。議第34号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地を転用したいとの許可申請があったので知事に送付の意見を付けられたい。申請件数は1件です。

(議第34号1番について朗読により説明)

工事計画は、許可後着工し、平成29年10月末日で完了する計画です。農地区分は

農振農用地区域内農地です。内容は法人の農作業所及び農作業機械置場を建設するものです。譲受人は、農地所有適格法人として、地域の農地を耕作しております。所在は、川西町大字西大塚地内で、資料11ページに示されております。12ページが土地利用計画図になります。

資金計画につきましては、全額自己資金で事業を行う計画であり、残高証明で確認しています。雨水については、地下浸透、50cm程度盛土し、法面は土留めをして、田に影響を及ぼさないようにする予定です。

以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

議長 大沼藤一

次に、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。8番高橋孝博委員より報告願います。

8番 高橋孝博委員

番号1番について、平成29年7月12日 黒澤一利委員、私と事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は、西大塚地内の田であり、農振農用地区域内農地(黄色地)であります。申請地の周辺は法人が耕作している農地であり、農道を挟んで、育苗ハウスを設置しており農作業効率を考えた農作業所及び農機具置き場であります。周辺の農地への影響はないと思われまます。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。
(質問なし)

議長 大沼藤一

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
(挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第10、議第35号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(使用貸借権の設定)を上程いたします。

議長 大沼藤一

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

8ページをご覧ください。議第35号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地を転用したいとの許可申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は1件です。

(議第35号1番について朗読により説明)

本件は一時転用の案件であり、工事計画は許可後着工し、平成30年7月末日で復元まで完了する計画です。

農地区分は農振農用地区域内農地です。一時転用の場合は、農振農用地内農地でも転用が可能であり、必ず3年以内に復元することが条件となります。

復元計画書が出されており、復元後は牧草を栽培する予定です。内容は、残土置き場であり、旧ゴルフ場跡地に建設するメガソーラーの工事に伴う残土の一時置場となります。

所在は、川西町大字大舟地内で、場所は資料15ページに示されております。16ページが土地利用計画図になります。方角は左が北になりますのでご理解ください。

事業費は、ありません。土地の賃料も両者合意の上、発生しないようです。雨水については、地下浸透です。残土は他の農地に流出しないように、安全盛土勾配を付け、種子吹付により法面を保護する予定です。

以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

議長 大沼藤一

次に、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。8番高橋孝博委員より報告願います。

8番 高橋孝博委員

番号1番について、平成29年7月12日 黒澤一利委員、私と事務局で現地調査をしてきました。

申請の土地は、大舟地内の「田」であります。大舟旧日興ロイヤルカントリークラブに設置するメガソーラー工事に伴う残土置き場です。農振農用地区域内農地（黄色地）であります。3年以内の一時利用の場合は、農振農用地区域内内農地（黄色地）でも可能であります。

平成30年7月までの一時的な転用であり、復元計画書も提出されております。

これまではそばを栽培していましたが、復元後は地域内の酪農家に貸付け、牧草を栽培する計画です。

復元可能な土を入れるよう指導してきました。

周辺の農地への影響はないと思われまます。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

議長 大沼藤一

本件について、許可相当することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第11、議第36号 川西農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを上程いたします。

議長 大沼藤一

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

議第36号川西農業振興地域整備計画の変更について。川西農業振興地域整備計画の変更について、川西町長より協議依頼があったので意見を求める。

川西農業振興地域整備計画の所管であります産業振興課担当より説明をいたします。

産業振興課農業企画主査 嵐 孝久

9ページをご覧ください。(議第36号について朗読により説明)

議長 大沼藤一

ただ今の件につきまして、ご質問があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りします。本件について、計画の変更に対して賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

よって、本件については、同意の意見を付して川西町長に送付することに決定いたします。

議長 大沼藤一

これをもちまして、第6回川西町農業委員会総会を閉会いたします。